4 初児生第 20 号 令和 4 年 10 月 6 日

各都道府県教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長 各 都 道 府 県 知 事 附属学校を置く各国立大学法人学長 小中高等学校を設置する学校設置会社を 所轄する構造改革特別区域法第12条第 1項の認定を受けた各地方公共団体の長

> 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 清重 隆信 (公 印 省 略)

「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえた児童生徒の 教育相談の取組について(通知)

本年9月30日に開催された標記会議の取りまとめにおいて、別添1のとおり、 相談内容が宗教に関係することのみを理由として消極的な対応をしないことや、 相談の趣旨を的確に把握してその解決に資する案内をするよう努めることが関 係省庁間で改めて確認されました。

また、今後の取組として、児童生徒の心理的・福祉的支援の観点から、スクールカウンセラー(以下「SC」という。)やスクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)による支援の推進を図ることとされました。

法務省においては、今回の取りまとめを踏まえ、別添2のとおり、法務局人権 擁護部長・地方法務局長に対し、「「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の結果を 踏まえた人権擁護活動の強化に向けた取組について(依命通知)」(令和4年10月 6日法務省人権擁護局調査救済課長及び同局人権啓発課長)(以下、「人権擁護局 通知」という。)が通知され、また、厚生労働省においては、別添3のとおり、都 道府県知事・市町村長に対し、「市長村及び児童相談所における虐待相談対応につ いて」(令和4年10月6日厚生労働省子ども家庭局長)が通知されたところです。

これらを踏まえ、文部科学省としては、引き続き、SC及びSSWの配置拡充を含めた教育相談体制の充実に向けた施策を講じていくこととしておりますが、貴職におかれましても、下記を踏まえた教育相談体制の充実に一層努められるようお願いします。

ついては、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び地域の市 区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、 国立大学法人の長にあっては設置する附属学校に対して、株式会社立学校を認定 した地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、学校の教育相談において適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

記

1 学校における教育相談

学校においては、宗教に関係することのみを理由として消極的な対応をすることなく、課題を抱える児童生徒の早期発見、早期支援・対応等に努めるとともに、人権擁護局通知に基づき法務省の人権擁護機関から情報提供を受けた場合も含めて児童生徒の心のケアを図る必要があると考えられる事案があった場合には、学校内の関係者が情報を共有し、SC や SSW と共にチーム学校として、教育相談に取り組むこと。

また、児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行うこと。

2 法務省の人権擁護機関による人権啓発活動との連携

人権擁護局通知においては、法務省の人権擁護機関において人権教室等児童生徒を対象とした人権啓発活動を推進することとされている。各教育委員会・学校において、学校における人権教育の一環で児童生徒の権利について取り扱う場合には、法務省の人権擁護機関による取組と適宜適切に連携を図ること。

(本件担当)

1について

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室 生徒指導第一係、生徒指導第二係

TEL 03-5253-4111 (内線3289)

FAX = 03-6734-3735

2について

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

指導係

TEL 03-5253-4111 (内線3291)

FAX 03-6734-3735

1) 金銭的トラブルに関する相談対応の強化

- 相談集中強化期間中の相談内容は、 金銭的トラブルが多数。
- 紹介先の窓口として、「法テラス」が大多数を占めたほか、 「消費者ホットライン」や「警察」も一定数あった。
- 法的に複雑な問題を含むものが多く、 法律の専門家による助力が不可欠。
- 警察による適切な関与 も必要。 消費者行政の一層の推進 \uparrow
- これらを踏まえ、
- 総合法律支援体制の充実・強化
- 日本弁護士連合会との連携強化
- 適切な**消費生活相談対応**
- 適切な警察相談対応・違法行為の取締り

等を一層推進する。

3)その他の全般的対策

- 現行法を活用した国民向けの分かりやすい法的整理 (Q&A) を発信・周知する。
 - これを含めた相談のノウハウ等に関して**各種研修を充実**させる。
- 関係省庁間で「相談内容が宗教に関わることのみを理由として**消極的な対応をしないこと**」等を**確認(申合せ**)
 - 中合せをも踏まえ、関係省庁において必要な通知文書を発出する。
 - 相談集中強化期間を延長し、 **合同電話相談を継続**する。

2)精神的な支援等の充実、こどもの救済

- 相談集中強化期間中の相談内容等には、
- 親族間の問題、心の悩みや生活困窮を訴えるものも 信者の家族や2世信者について
 - - 紹介先の窓口として、「よりそいホットライン」や 「生活困窮者自立支援機関」もあり。
- **孤独・孤立、心の問題や生活困窮**に関する支援 学校生活を含む、こどもに対する支援が必要。
- これらを踏まえ、
- 孤独・孤立対策のためのチャットボットの充実
- 精神保健福祉センターによる
- 精神科医療機関の紹介対応の推進
 - 生活困窮者への自立支援の推進
- とともに、「こども」の心理的・福祉的支援の観点から、
- スクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携 **支援やスクールカウンセラー**による**心のケア**の推進
- 市町村及び児童相談所における**虐待対応**の周知
 - こどもの人権擁護活動の強化

等を強力に推進する。

霊感商法等に関する**消費者教育の取組強化**による被害の未然防止(手口や対処法に関する各種教材の充実等)

法務省権調第71号令和4年10月6日

法務局人権擁護部長 殿地 方法務局 長殿

法務省人権擁護局調查救済課長 法務省人権擁護局人権啓発課長 (公印省略)

「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえた人権擁護活動の 強化に向けた取組について(依命通知)

本年9月30日に開催された標記会議において、相談の趣旨を的確に把握してその解決に資する案内をするよう努めること及び相談内容が宗教に関係することのみを理由として消極的な対応をしないことが改めて確認され、さらに、別添1のとおり、今後の取組として、こどもの心理的・福祉的支援の観点から、「こどもの人権擁護活動の強化」が盛り込まれました。

ついては、各法務局・地方法務局においては、下記のとおり、宗教との関わりに起因する被害の救済を求める者に対して的確な対応をするとともに、自らは声を上げにくいこどもの心理的・福祉的支援の観点から、こどもの人権擁護を図るよう、関係機関との連携及び情報共有を密に行い、適切に対応するよう配意願います。

記

1 人権相談の対応

相談内容が宗教に関係するものであっても、人権相談対応指針【総論】(第1版)(本年3月10日付け法務省権調第19号当局調査救済課長依命通知)に基づき、相談の趣旨を的確に把握して、当該事案の解決にとって最もふさわしい措置を採る。

また、相談対応に当たっては、本年9月30日付け標記会議における資料「お悩みの解決のヒントとなるQ&A」(別添2)を活用する。

2 こどもの権利等に関する人権啓発活動の強化

人権教室等の人権啓発活動を推進し、その機会を積極的に活用して、こどもに対し、児童の権利に関する条約の一般原則(生命、生存及び発達に対する権利、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重及び差別の禁止。前掲「お

悩みの解決のヒントとなるQ&A」のQ8参照。)の周知・啓発を図るとともに、宗教との関わりに起因した潜在的な悩みについて、法務省の人権擁護機関に相談できることや学校等を通じてスクールカウンセラー(以下「SC」という。)、スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)に相談できることを伝える。

3 こどもを心理的・福祉的支援につなげるための人権相談・調査救済活動の 強化

「子どもの人権110番」、「子どもの人権SOSミニレター」及びSNS(LINE)による人権相談を端緒に、宗教との関わりに起因してこどもの権利・利益が脅かされているといった相談があれば、これを的確に把握し、以下のとおり、その主訴に応じた適切な助言や学校、児童相談所、地方自治体の児童福祉部局、生活困窮者自立相談支援機関、精神保健福祉センター等の関係機関との連携を含む実効的な相談対応等を積極的に実施する。

- (1) こどもの心のケアを図る必要があると考えられる事案については、市区町村の教育委員会を通じて、学校の教職員とSC・SSWとが連携して、問題の把握やカウンセリング等を実施する等の組織的な支援体制やSC・SSWを活用した教育相談体制の構築に向けた働きかけを行う。
- (2) 児童虐待が疑われる事案については、平成31年3月27日付け法務省 権調第27号当職ら通知等に基づき、児童相談所等の関係機関と連携を取 りつつ、事案に応じた適切な措置を講じる。
- (3) 上記(1)及び(2) の場合において、当該こどもが属する世帯全体の生活困窮 状態を把握したときは、地方自治体の児童福祉部局とも連携した上で、生活 困窮者自立相談支援機関などを、うつなどの症状を把握したときは、精神 保健福祉センターを通じて精神科医療機関を紹介するなどして、当該こど もが必要な支援を受けられるようにする。

1) 金銭的トラブルに関する相談対応の強化

- 相談集中強化期間中の相談内容は、金銭的トラブルが多数。
- 紹介先の窓口として、「法テラス」が大多数を占めたほか、 「消費者ホットライン」や「警察」も一定数あった。
 - ⇒ **法的に複雑な問題**を含むものが多く、 **法律の専門家**による**助力**が**不可欠**。
 - ⇒ **消費者行政の一層の推進 警察**による**適切な関与** も必要。
- ○これらを踏まえ、
 - > 総合法律支援体制の充実・強化
 - > 日本弁護士連合会との連携強化
 - 適切な消費生活相談対応
 - ➢ 適切な警察相談対応・違法行為の取締り 等を一層推進する。

2)精神的な支援等の充実、こどもの救済

- 相談集中強化期間中の相談内容等には、 信者の家族や2世信者について、 親族間の問題、心の悩みや生活困窮を訴えるものも 一定数存在。
- 紹介先の窓口として、「よりそいホットライン」や 「生活困窮者自立支援機関」もあり。
 - ⇒ 孤独·孤立、心の問題や生活困窮に関する支援
 - ⇒ **学校生活**を含む、**こども**に対する支援 が必要。
- ○これらを踏まえ、

 - ► 精神保健福祉センターによる 精神科医療機関の紹介対応の推進
 - **生活困窮者への自立支援**の推進

とともに、「こども」の心理的・福祉的支援の観点から、

- ➤ スクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携・ 支援やスクールカウンセラーによる心のケアの推進
- ▶ 市町村及び児童相談所における虐待対応の周知
- こどもの人権擁護活動の強化

等を強力に推進する。

3) その他の全般的対策

- 霊感商法等に関する**消費者教育の取組強化**による被害の未然防止(手口や対処法に関する各種教材の充実等)。
- 現行法を活用した国民向けの分かりやすい法的整理(Q&A)を発信・周知する。
- これを含めた相談のJウハウ等に関して**各種研修を充実**させる。
- 関係省庁間で「相談内容が宗教に関わることのみを理由として**消極的な対応をしないこと**」等を**確認(申合せ**)。
- 申合せをも踏まえ、関係省庁において必要な通知文書を発出する。
- 相談集中強化期間を延長し、合同電話相談を継続する。

お悩みの解決のヒントとなるQ&A

令和4年9月30日 「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議

- Q 1. 宗教団体に対してお金等の財産を寄付してしまった場合でも、寄付した 財産を取り戻すことができる可能性はありますか。
- Q2~Q4のとおり、民法や消費者契約法に基づいて寄付(契約)を取り消したり、不法行為に基づく損害賠償を請求したりすることができる場合があります。
- Q 2. どのような場合に、民法に基づいて契約の効力を否定することができま すか。

最終的には個別具体的な事案に応じた裁判所の判断になりますが、公序良俗に 反する(社会的な妥当性を欠くなど)ものとして無効を主張したり、錯誤、詐欺 又は強迫を理由として取り消すことができる場合があります。

Q3. どのような場合に、消費者契約法に基づいて契約の効力を否定することができますか。

最終的には個別具体的な事案に応じた裁判所の判断になりますが、霊感等の特別な能力により悪いことが起こると不安をあおり、契約が必要と告げたときは、 契約を取り消すことができる場合があります。

Q4. どのような場合に、不法行為に基づく損害賠償を請求することができますか。

宗教団体の信者が寄付や物品の購入等を勧誘する行為が、その目的、態様、結果 等に照らし、社会的に相当な範囲を逸脱する場合には、勧誘された者に対する不 法行為に当たり、損害賠償を請求することができる場合があります。

- Q5. 本人が宗教団体に対して寄付した財産を取り戻そうとしない場合でも、 家族が、本人が寄付した財産を取り戻すことができる可能性はありますか。 家族等の第三者であっても、本人が宗教団体に対してした契約を取り消すなど することによって、寄付した財産を取り戻すことができる場合があります。
 - Q6. 10 年前にした寄付であっても、契約を取り消したり、損害賠償を請求 したりすることはできますか。

このような場合でも、契約を取り消したり、損害賠償を請求したりすることができる場合がありますが、寄付から時間が経っている場合には消滅時効に注意する必要があります。

- Q7. 金銭的トラブルについて相談できるところはありますか。
- 法テラス・サポートダイヤル(法制度等情報提供):0570-078374
- 〇 消費者ホットライン (消費生活相談): 188
- 警察相談専用電話(犯罪被害等相談): # (シャープ) 9 1 1 0
- Q8. 私はこどもですが、親と宗教についての考え方が違う部分があります。 こどもである私にはどのような権利が保障されているのでしょうか。また、両 親が宗教活動に没頭して食事等の面倒をみてくれません。相談できるところ はありますか。

全てのこどもは、個人として尊重され、信教の自由を含め、基本的人権が保障されています。

- 児童相談所虐待対応ダイヤル (児童虐待通報): 189 (いちはやく)
- 子どもの人権110番(人権相談):0120-007-110
- Q9. 学校で宗教などを理由にいじめがあった場合、相談できるところはありますか。
- 24時間子供SOSダイヤル (いじめ相談): 0120-0-78310
- 子どもの人権110番(人権相談): 0120-007-110
- Q10. 両親が多額の献金をしているため生活が苦しく、自立したいと考えています。相談できるところはありますか。

お近くの自立相談支援機関に御相談ください。

Q11.様々な困難に直面してやる気が出ず、うつ病かもしれません。相談できるところはありますか

お近くの精神保健福祉センターに御相談ください。

- Q12. 過去数十年入信していたことを悔いており、気分が晴れません。相談できるところはありますか。
- 孤独・孤立対策担当室ウェブサイト(チャットボット)
- 〇 <u>よりそいホットライン</u> (電話相談): 0120-279-338 (岩手・宮城・福島県からは0120-279-226)
- Q13. 海外にいる信者である親族の所在を知りたい。相談できるところはありますか。

○外務省領事局海外邦人安全課: 03-3580-3311 (内線5144) まずはお電話でお問い合わせください。

お悩みの解決のヒントとなるQ&A(詳細版)

令和4年9月30日 「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議

Q 1. 宗教団体に対してお金等の財産を寄付してしまった場合でも、寄付した 財産を取り戻すことができる可能性はありますか。

寄付は、金銭その他の財産を無償で寺社、学校、公共事業などに供与すること、 又はこれを約束することをいいます。一般論として、寄付者から直接寺社、学校 等に寄付される場合、その法的性質は、民法上の贈与(民法第549条)その他の 契約とされています。

一般論として、<u>宗教団体に対する寄付(献金を含みます。)は贈与等の契約</u>に 当たりますが、契約については、民法や消費者契約法において、<u>その効力が否定されたり、取り消したりすることができる場合</u>が定められています(Q2・Q3)。このような場合には、個別具体的な事案に応じ、寄付を取り消すなどして、 寄付した財産の返還を請求することができます。

また、宗教団体の信者による寄付の勧誘が<u>不法行為に当たる場合</u>には、これによって生じた損害の賠償を請求することができます(Q4)。

Q 2. どのような場合に、民法に基づいて契約の効力を否定することができますか。

個別具体的な事案ごとの裁判所の判断となりますが、一般論としては、<u>公序良俗に反する契約(その契約の内容等が社会的な妥当性を欠く場合)は無効</u>であるとされています(※1)。

また、<u>だまされて錯誤に陥ったり、畏怖させられたり</u>するなどして宗教団体に対して寄付を行った場合には、<u>錯誤、詐欺又は強迫を理由として契約を取り消す</u>ことができると考えられます(※2)。

※1:公序良俗による無効(民法第90条)

判例は、窮迫、軽率又は無経験に乗じて著しく過当の利益を獲得する行為を暴利行為 とし、公序良俗に反して無効であるとしています。宗教団体に対する寄付も、このような 行為に当たる場合には、暴利行為に該当する可能性があります。

※2:錯誤、詐欺又は強迫を理由とする取消し

錯誤による意思表示について、①意思表示に対応する意思を欠く錯誤又は②表意者が 法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤に基づくものであっ て、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるとき は、取り消すことができます(民法第95条第1項)。また、上記②の場合については、そ の事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、取り消すこと ができます(同条第2項)。

詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができます(同法第96条第1項)。

Q3. どのような場合に、消費者契約法に基づいて契約の効力を否定することができますか。

消費者契約法第4条に規定する取消権により、不当な勧誘により締結させられた契約は、取り消すことができる場合があります。

例えば、事業者が、消費者契約(※)の締結について勧誘する際、消費者に対し、霊感等の特別な能力により、消費者にそのままでは重大な不利益が生ずることを示して不安をあおり、その重大な不利益を回避するには契約が必要と告げたために困惑して締結した契約を、消費者は取り消すことができます(消費者契約法第4条第3項第6号)。

※ 消費者契約

「消費者」と「事業者」との間の契約をいい、法人は、消費者契約法における「事業者」 に該当するため、宗教法人もここでいう事業者に該当します。また、宗教法人と贈与等の契 約をする個人は、通常、消費者契約法における「消費者」に該当すると考えられます。

詳しくはこちらを御覧ください。

Q4. どのような場合に、不法行為に基づく損害賠償請求をすることができますか。

個別具体的な事案ごとの裁判所の判断となりますが、一般論としては、宗教団体の信者が寄付や物品の購入等を勧誘する行為(役務の提供を受けることを勧誘する行為を含みます。)について<u>不法行為(民法第709条)が成立するとき</u>は、勧誘された者は、勧誘をした信者に対し、寄付額や物品等の代金相当額の損害賠

<u>償を請求する</u>ことができます。比較的多数の裁判例¹は、宗教団体の信者が寄付 や物品購入を勧誘する行為が、その<u>目的、態様、結果等に照らし、社会的に相当</u> <u>な範囲を逸脱する場合</u>には、<u>不法行為が成立する</u>と判断しています。なお、勧誘 行為と寄付が継続して多数回行われた事案で、一つ一つの勧誘行為ではなく、一 連の行為を全体として見て社会的に相当な範囲を逸脱しているとして、一連の 行為全体について不法行為が成立すると判断した裁判例²もあります。

また、宗教団体の信者が寄付や物品の購入等を勧誘する行為について不法行為が成立する場合において、その宗教団体と勧誘した信者との間に<u>実質的な指揮監督関係</u>があり、<u>かつ</u>、その不法行為がその宗教団体の<u>事業の執行について行われた</u>ものであるときは、勧誘された者は、その<u>宗教団体に対し</u>、使用者責任(民法第 715 条)に基づき、寄付額や物品等の代金相当額等の<u>損害賠償を請求する</u>ことができます。

Q 5. 本人が宗教団体に対して寄付した財産を取り戻そうとしない場合でも、 家族が、本人が寄付した財産を取り戻すことができる可能性はありますか。

自分の財産をどのように使うかは、原則として個人の自由ですが(財産権(憲法第29条第1項)、自己決定権(憲法第13条))、次のような場合には、例外的に、家族等の第三者が本人のした寄付を取り消して、財産の返還を求めることができることがあります。

家族等の第三者が、本人に対して、寄付する前の原因に基づいて生じた具体的な債権を有している場合、寄付をした本人に資力がなく(寄付によって資力がなくなる場合を含みます。)、かつ、寄付をした本人がその第三者を害すること(例えば、養育費を支払えなくなること)を知って寄付をしたときは、その寄付を取り消して、寄付を受けた宗教団体に対して財産を返還するよう求めることができます(民法第424条)。本人に対する家族等の債権としては、例えば婚姻費用や養育費、子の扶養を受ける権利等が考えられますが、協議(当事者間の合意)、調停又は審判によって具体的分担額が定まっていることが必要です。なお、寄付を受けた宗教団体が寄付の時に家族等を害することを知らなかったときは、取消しを求めることはできません。

また、本人に対する家族等の<u>債権が具体的に発生し、既に支払わなければならない状態</u>になっている場合、資力のない<u>本人が</u>宗教団体に寄付の取消しや<u>財産</u>の返還を求めることができるのにそうしないときには、家族等が本人に代わっ

¹ 東京地裁平成 19 年 5 月 29 日判タ 1261 号 215 頁、東京地裁平成 18 年 10 月 3 日判タ 1259 号 271 頁等

² 名古屋地裁平成 24 年 4 月 13 日判時 2153 号 54 頁

<u>て寄付を取り消した上(Q2、Q3参照)、本人に代わって財産の返還を求める</u> ことができると考えられます(民法第 423 条)。

これらに加えて、①宗教団体に唆されて、本人が家族等の財産を無断で寄付をした場合や、②宗教団体が本人に寄付をさせたことによって、家族が本人から扶養を受ける利益が違法に侵害された場合など、宗教団体が不法行為によって家族自身の権利を侵害したと評価されるときには、家族等は宗教団体に対して損害賠償を請求することができます。

Q 6.10年前にした寄付であっても、寄付(契約)を取り消したり、損害賠償 を請求したりすることはできますか。

民法上の取消権は、追認をすることができる時から5年又は行為の時から20年が経過したときは、消滅します(民法第126条)。また、消費者契約法上の取消権は、追認をすることができる時から1年又は消費者契約の締結の時から5年を経過したときは、消滅します(消費者契約法第7条第1項)。「追認をすることができる時」とは、錯誤については錯誤の事実に気付いた時点を、詐欺については詐欺の事実に気付いた時点を、強迫については異怖から脱した時点を、消費者契約法第4条第3項に規定される各行為については困惑から脱した時点を、それぞれ指します。例えば、10年前にした寄付について民法上の詐欺が成立し、3年前に詐欺の事実に気付いたような場合には、詐欺に気付いてから5年経っていないので、民法上の取消権は消滅しておらず、その寄付を取り消すことができます。

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者が損害及び加害者を知った時から3年又は不法行為の時から20年が経過したときは、時効によって消滅します (民法第724条)。「損害及び加害者を知った時」とは、被害者が、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度にこれらを知った時を意味するとされており、加害行為が不法行為であることを知ることも必要とされています³。また、使用者責任における「加害者を知った」とは、被害者が、使用者を知ること、使用者と不法行為者との間に使用関係がある事実を認識することに加えて、一般人がその不法行為が使用者の事業の執行についてなされたものであると判断するに足りる事実をも認識することをいうとされています⁴。例えば、10年前にした寄付について不法行為が成立し、2年前まで寄付が不

³ 最高裁平成 14 年 1 月 29 日判決民集 56 巻 1 号 218 頁、最高裁昭和 43 年 6 月 27 日判決裁判集民事 91 号 461 頁

⁴ 最高裁昭和 44 年 11 月 27 日判決民集 23 巻 11 号 2265 頁

法行為であることを認識していなかったような場合には、不法行為であること を認識してから3年経っていないので、損害賠償請求権は消滅しておらず、損害 賠償を請求することができます。

なお、一定の事情があれば時効期間をOから数え直すなど、時効にはほかにも様々なルールがあるので、金銭支出が昔のことであっても相談してみてください。

Q7. 金銭的トラブルについて相談できるところはありますか。

1 民事手続の相談

民事訴訟において、請求が認められるためには、<u>それぞれの請求に応じて決められた要件を証拠によって証明</u>することが必要になります。例えば、詐欺を理由として法律行為を取り消すためには、取消しを主張する者がだまされたことなどを証明しなければなりません。このように金銭的トラブルに関する法律上の対応方法は、<u>個別具体的な事実によって変わります。「法テラス」(日本司法支援センター)等、以下に掲げた窓口に相談してください。</u>

〇 法テラス・サポートダイヤル 電話番号:0570-078374

法テラスでは、問合せ内容に応じて、<u>法制度に関する情報や、関係機関・団体(地方公共団体・弁護士会等)の相談窓口を紹介</u>しています。さらに、<u>経済的に余裕がなく、一定の条件を満たした場合</u>には、<u>無料法律相談や弁護士費用</u>等の立替えを受けることもできます。

(受付時間)

平日9:00~21:00、土曜9:00~17:00

(相談方法)

電話、メール

〇 消費者ホットライン 電話番号:188

契約に関する専門知識などを活用し、<u>相談員が問題解決に向けたアドバイス</u>をします。必要に応じて<u>弁護士や専門機関などを紹介</u>したり、<u>事業者との間に立ってあっせん(※)などを行います。</u>

(※) あっせん: 消費者と事業者との間の情報量や交渉力の格差を補うため、両者の間に入ってトラブルの解決に向けた支援をすること。

(受付時間)

地域によって異なりますのでこちらから御確認ください。

(相談方法)

雷話

2 刑事手続等の相談

刑事手続を始め、警察に何らかの措置を求める場合は、以下の相談窓口に相談してください。

○ <u>警察相談専用電話</u> 電話番号:#9110(シャープきゅういちいちまる)

各都道府県警察本部・警察署における相談窓口

警察に何らかの措置を求める場合の相談を承っています。

受け付ける相談の内容は、金銭的トラブルに限りません。

寄せられた相談に対しては、犯罪等の被害の発生の有無にかかわらず、相談内容に応じ、関係する部署が連携して、相談者の不安等を解消するために<u>必要</u>な措置を講じます。

「#9110」番にかけられた電話は、発信地を管轄する警察本部等の相談総合窓口に接続されます。

(受付時間)

各都道府県警察における相談窓口の受付時間。

また、土日祝日及び夜間(相談窓口の受付時間外)においては、「当直」又は「音声案内」により対応しています。

(相談方法)

電話又は対面

なお、これらの相談窓口は、相互に連携していますので、<u>窓口に迷うときや複数のお悩みがある場合</u>には、いずれの窓口に御相談いただいてもかまいません。お気軽に御相談ください。

Q8. 私はこどもですが、宗教についての考え方に親と違う部分があります。 こどもである私にはどのような権利が保障されているのでしょうか。また、両 親が宗教活動に没頭して食事等の面倒をみてくれません。相談できるところ はありますか。

全てのこどもは、個人として尊重され、<u>信教の自由を含め</u>、基本的人権が保障されています。

こどもは成長途中なので、大人とは異なる保護や配慮が必要になります。日本

が批准している児童の権利に関する条約では、一般に「<u>生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)」、「子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)」、「子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)」、「差別の禁止(差別のないこと)」という4つの原則が指摘されています。</u>

なお、親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、 義務を負うこととされており(民法第820条)、親権の行使が不適当であることによりこどもの利益を害するときは、こどもを含む関係者の請求により、家庭裁判所は、2年以内の期間に限って親権を停止することができます(民法第834条の2)。さらに、親権の行使が著しく不適当であることによりこどもの利益を著しく害するときは、こどもを含む関係者の請求により、家庭裁判所は、その親の親権を失わせることもできます(民法第834条)。

親が食事等の面倒をみてくれないというようなことがあれば、以下の窓口に 御相談ください。

○ 児童虐待に関する相談

お住まいの市区町村の虐待対応部署(こども家庭課など名称は様々です。) 又は管轄の児童相談所にご相談ください。

児童相談所につきましては、<u>児童相談所虐待対応ダイヤル</u>(189(いちはやく))にご連絡いただければ、管轄の児童相談所につながります。

(相談方法)

電話又は対面

○ 子どもの人権110番 電話番号:0120-007-110

法務省の人権擁護機関では、家庭内での虐待のほか、いじめの問題等についての相談窓口として、子どもの人権110番を設けています。電話以外では、メールでも相談できます。また、毎年、全国の小・中学生の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配布していますので、先生や保護者にも相談できないようなお悩みがあれば、ミニレターに書いて送ってください(切手はいりません)。

(受付時間)

平日8:30~17:15

(相談方法)

電話、メール、ミニレター、(お住まいの地域によって) LINE

Q9. 学校で宗教などを理由にいじめがあった場合、相談できるところはありますか。

○ <u>24時間子供SOSダイヤル</u> 電話番号:0120-0-78310 文部科学省では、子供たちが全国どこからでも夜間・休日を含めて24時間 いじめ等の悩みを相談することができるよう、「24時間子供SOSダイヤル」 を開設しております。お気軽にお電話ください。

(受付時間)

24時間、年中無休

(相談方法)

電話

○ 子どもの人権110番 電話番号:0120-007-110

法務省の人権擁護機関では、子どものいじめ問題等に対する相談窓口として子どもの人権110番を設けています。電話のほか、メールでも相談できます。また、全国の小・中学生の児童・生徒に毎年「子どもの人権SOSミニレター」を配布していますので、先生や保護者にも相談できないようなお悩みがあれば、ミニレターに書いて送ってください(切手はいりません)。

(受付時間)

平日8:30~17:15

(相談方法)

電話、メール、ミニレター、(お住まいの地域によって) LINE

Q10. 両親が多額の献金をしているため生活が苦しく、自立したいと考えています。相談できるところはありますか。

○ 生活困窮者自立相談支援機関

お金が足りず住むところがない、働きたくても働けないなど、<u>生活やお金に関するお困りごとの相談窓口</u>(生活困窮者自立相談支援事業)を全国の自治体に設置しています。まずは、お近くの<u>自立相談支援機関</u>へご相談ください。

(相談方法)

電話、面談、(お住まいの地域によって)メール・SNS

Q11.様々な困難に直面してやる気が出ず、うつ病かもしれません。相談できるところはありますか。

〇 精神保健福祉センター

一定期間以上やる気が出ない、気分の落ち込みが続くといった場合には、 <u>うつ病等の精神的な病気の可能性</u>があります。自分だけでは分かりにくいこ とがあり、また、一人で抱え込まないことも肝心ですので、お近くの精神保 健福祉センターにご相談ください。

(受付時間)

地域によって異なりますのでこちらから御確認ください。

(相談方法)

電話

Q12. 過去数十年入信していたことを悔いており、気分が晴れません。相談できるところはありますか。

○ <u>孤独・孤立対策担当室ウェブサイト</u>:「あなたはひとりじゃない」で検索 孤独・孤立対策担当室ウェブサイトでは、いくつかのご質問に答えていただ くことにより、<u>あなたの状況にあった相談窓口や支援</u>をチャットボットで探 すことができます。ひとりで悩みごとをかかえずに、あなたのための支援をぜ ひご利用ください。

O よりそいホットライン:

○120-279-338(岩手県・宮城県・福島県以外にお住まいの方)○120-279-226(上記3県にお住まいの方)

一般的な生活上の悩みをはじめ、社会的な繋がりが希薄な方などの相談先として、24時間365日無料の電話相談として、一般社団法人社会的包摂サポートセンターが寄り添い型相談支援事業(よりそいホットライン)を実施しており、電話相談に加え、必要に応じて、面接相談や同行支援を実施して具体的な解決に繋げる寄り添い支援を行っています。

(受付時間)

2 4 時間

(相談方法)

電話

Q 1 3. 海外にいる信者である親族の所在を知りたい。相談できるところはありますか。

〇外務省領事局海外邦人安全課

外務省では、<u>海外に在留している可能性が高く</u>、<u>長期にわたってその所在が確認されていない日本人の連絡先等を確認</u>する「所在調査」を行っています。外務省海外邦人安全課まで、まずはお電話でお問い合わせください。

(受付時間)

平日9:00~12:30、13:30~17:45

(相談方法)

電話03-3580-3311 (内線5144)

(参考)

外務省ホームページ「所在調査」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/shozai/index.html

(留意事項や調査依頼のための必要書類等の詳細)

子発 1006 第 3 号 令和 4 年 10 月 6 日

各 都道府県知事
市 町 村 長

厚生労働省子ども家庭局長 (公 印 省 略)

市町村及び児童相談所における虐待相談対応について

平素より、児童福祉行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

いわゆる「旧統一教会」について社会的に指摘されている問題に関し、政府においては、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議(以下「関係省庁連絡会議」という。)を設置し、合同電話相談窓口を開設して「旧統一教会」問題に関する相談に集中的に対応するとともに、警察相談専用電話、消費者ホットラインなど関係省庁に係る全国の既存の各相談窓口においても、相互に連携して集中的に対応することとしているところです。

9月30日に開催された関係省庁連絡会議において、各種相談に応じる際、その内容が宗教に関係することのみを理由として消極的な対応をしないことについて、関係各省庁による申し合わせ(別添1参照)がなされましたので、貴職におかれては本件ご了知頂くとともに、遺漏なく対応頂きますようお願いします。

また、虐待対応にあたっては、これまでも児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律 第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。)、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)等の法令の規定や子ども虐待対応の手引き等に基づき適切に対応頂いていると承知しておりますが、虐待対応の考え方につきまして、下記のとおりお示ししますので、法務局、学校等の関係機関とも連携しつつ、遺漏なく対応頂きますようお願いします。

なお、今回の関係省庁連絡会議での取りまとめを踏まえ、法務省からは、各法務局・地方 法務局に対し、別添2のとおり、「「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえた人 権擁護活動の強化に向けた取組について(依命通知)」(令和4年 10 月6日法務省権調第7 1号法務省人権擁護局調査救済課長及び人権啓発課長通知)が発出され、文部科学省からは、 各都道府県教育委員会教育長等に対し、別添3のとおり、「「旧統一教会」問題関係省庁連絡 会議の結果を踏まえた児童生徒の教育相談の取組について(通知)」(令和4年 10 月6日4 初児生第 20 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)が発出されましたので、あわ せてご了知頂きますようお願いします。

1. 基本的考え方

児童虐待防止法第2条各号に該当する行為を保護者が行った場合には、宗教の信仰等保護者の意図にかかわらず児童虐待に該当しうるものであること。

2. 具体例

児童虐待の定義の具体的内容については、子ども虐待対応の手引き第1章の1(2)子ども虐待の定義においてお示ししているところであるが、保護者の宗教の信仰といったことを理由とするものであっても、例えば、

- ①身体的暴行を加える
- ②適切な食事を与えない
- ③重大な病気になっても適切に医療を受けさせない
- ④言葉による脅迫、子どもの心・自尊心を傷つけるような言動を繰り返し行う といったことは、児童虐待に該当しうるものであること。

3. その他

個別の事例に関して、児童虐待であるかどうかの判断は、子どもの状況、保護者の状況、生活環境等に照らし、総合的に判断されたいこと。また、その際には、保護者の信仰に関連することのみをもって消極的な対応を取らず、また、子どもの側に立って判断すべきであること。